

国の儀式として行う葬儀に関する法律（案）

1 国の儀式として行う葬儀については、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十五条の大喪の礼に限るものとする。

2 前項の大喪の礼には、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条第三項の上皇の喪儀が含まれるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

国の儀式として行う葬儀については、大喪の礼及び上皇の喪儀に限ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。